

# ベビーカーのSG基準（公開用）

SG Standard for Stroller

## 1. 基準の目的

この基準は、ベビーカーの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この基準は、乳幼児を寝かせた状態又は座位姿勢で乗せ、外気浴、買物等に使用する1人乗り用のベビーカー（以下「ベビーカー」という）について適用する。ただし、店舗用ショッピングカートは除く。

## 3. 種類

種類は、次のとおりとする。

A形 : 新生児\*<sup>1</sup>期を過ぎて（1か月）から、又は首がすわった乳児\*<sup>2</sup>期（4か月）から使用でき、最長で48か月までの間で使用期間を定めたベビーカー  
適用月齢の指定例；「1か月から48か月まで」、「4か月から36か月まで」

B形 : おすわりができる時期\*<sup>3</sup>（7か月）から使用でき、最長で48か月までの間で使用期間を定めたベビーカー  
適用月齢の指定例；「7か月から48か月まで」、「12か月から36か月まで」

備考 \*1；新生児とは、生後28日（4週間）までの乳児をいう。

\*2；乳児の首が据わり始めるのは生後約3か月からであるが、安定して十分に首が据わったといえる月齢は4か月を過ぎてからである。

\*3；乳児が一人でおすわりができ始めるのは生後約6か月からであるが、安定しておすわりができる月齢は7か月を過ぎてからである。

#### 4. 安全性品質

ベビーカーの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. ベビーカーの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指等に傷害を加えるようなばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) 乳幼児の手足の届く範囲に○以上○未満の傷害を与えるような危険なすき間がないこと。ただし、深さ○未満のすき間はこの限りではない。</p> <p>(3) 折り畳み機構を有するものは、折り畳み操作中に指を挟みにくい構造であること。</p> <p>(4) 座面と背もたれとの角度は、背もたれを最も立てた状態で○以上であり、座面は後傾していること。</p> <p>なお、A形にあっては、背もたれを最も倒したときの角度は○以上（ただし、適用月齢が4か月以降からのものは○以上）であること。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(5) B形にあつては前輪上げの試験を行ったときに、背もたれと水平との角度が〇以上であること</p> <p>(6) 乗車時に乳幼児の身体を十分保持できる構造であること。</p> <p>(7) シート背部の長さは〇以上であること。</p> <p>(8) 車輪の外径は〇以上であること。</p> <p>(9) 乳幼児の身体がシートから遊離するのを防ぐためのシートベルトを有していること。</p> <p>(10) 乳幼児の足乗せ用ステップを有していること。</p> <p>(11) 車輪以外の各部の最低地上高さは、〇以上であること。ただし、双輪形車輪の車輪間は除く。</p> <p>(12) 車輪付近部位は、列車のドア挟み検知試験を行ったときに検知されやすい構造であること。</p>	

項 目	基 準	
<p>2. 強度</p>	<p>(13) 折り畳み機構を有するものは、開閉動作は、円滑で、本体の左右に止め具を有していること。</p> <p>(14) 車輪を回転しないようにするストッパを有すること。ただし、このストッパの操作部は乗車中の乳幼児が操作できない箇所があり、かつ操作者がベビーカーから手を離さず容易に操作できる位置にあること。</p> <p>(15) 取り外すことができるシートなどの主要部材は、容易に外れることがないよう強固に固定されていること。</p> <p>2. ベビーカーの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ステップの強度試験を行ったとき、破損及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(2) シートベルトの緩み試験を行ったとき、締付けの緩み、締付具の変形、破損等がないこと。</p> <p>(3) シートベルトの強度試験を行なったとき、ベルトの破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(4) フロントガードの強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(5) 車輪の取付け強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項 目	基 準	
3. 耐振動衝撃性	<p>3. ベビーカーの耐振動衝撃性は次の通りとする。</p> <p>(1) 振動衝撃試験を行ったとき、振動加速度は、○以下になること。</p> <p>(2) ハンドル及びシート上に重すいを載せた状態で振動衝撃試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>なお、折り畳み機構及び対面ハンドルの切り返し操作機構を有するものにあつては、容易に折り畳まれないこと。</p>	
4. ストッパの固定性	<p>4. ストッパの固定強度試験を行ったとき、車輪が回転しないこと。</p>	
5. 走行性	<p>5. 走行試験を行ったとき、走行は円滑で、だ行及び片寄り等がないこと。</p>	
6. 安定性	<p>6. 安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	
7. 衝突強度	<p>7. 衝突強度試験を行ったときに、各部に破損、外れ及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	
<p><b>8. 材料</b></p>	<p>8. ベビーカーの材料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 合成樹脂製部品および合成樹脂製塗料で塗装した部品にあつては、食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第4おもちゃの規定に適合すること。</p> <p>(2) 繊維材料は、乳幼児に有害な有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく厚生省令第34号別表1の規定に適合すること。</p> <p>(3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p>	
<p><b>9. 付属品</b></p>	<p>9. ベビーカーの付属品は、次の通りとする。</p> <p>(1) 付属品は、ベビーカーの安全性を損なうものであつてはならない。</p> <p>(2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される付属小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。</p>	

## 5. 表示及び取扱説明書

ベビーカーの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 止め金具等を確実にかけて使用すること。 (折り畳み機構、可動式ハンドル等を有するものに限る)</p> <p>(b) 折り畳みの開閉操作は、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行わないこと。</p> <p>(c) 必ずシートベルトを締めて使用すること</p> <p>(d) シートベルトを締めていても立ち上がる場合もあるので注意すること。</p> <p>(e) 1人乗りに限る旨。</p> <p>(f) ベビーカーの使用対象月齢 例. A形；○か月以上○か月以内)</p>	



項目	基準	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す主旨のことを明示した取扱説明書を添付すること。ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に示し、(2)及び(3)の事項は、イラストなどを併記して理解しやすいものとし、(4)は安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 部品の一部が取り外されているベビーカーは、その組立ての要領及び注意</p> <p>(3) 折り畳み・調節方法及び注意</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>(a) 種類ごとに、適用対象となる乳幼児と連続使用時間の説明。</p> <p>例. A形；〇月以上〇月以内  {新生時期(生後1月まで)  を過ぎたまだ首が座らない乳児の寝かした状態での使用から、最高48月までの範囲内で表示すること}</p> <p>連続使用2時間以内が望ましい。ただし、生後7月以上を対象とした座位使用時は、1時間以内が望ましい。</p> <p>B形；〇月以上〇月以内  {自身の手で身体を支えることなく、一人座りでき</p>	

項目	基準	
	<p>る乳幼児（標準として7月）から、最高48月までの範囲内で表示すること。}</p> <p>連続使用1時間以内が望ましい。</p> <p>備考:使用してよい乳幼児の月齢については、購入時に確実にわかるようにタグ等にも明記すること。</p> <p>(b) 折り畳み機構のあるベビーカーは、使用するとき必ず止め金具がかかっているかどうか確認すること。</p> <p>(c) 折り畳みの開閉操作は、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行わないこと。</p> <p>(d) ベビーカーに2人以上の乳幼児を同時に乗せたり、ハンモック以外のところに乗せたりしてはならないこと。</p> <p>(e) 必ずシートベルトを締めて使用すること。</p> <p>(f) シートベルトを締めていても立ち上がる場合があるので、注意すること。</p> <p>(g) 肩ベルトは、乳幼児の体格に合った状態になるよう、調整すること。長すぎる状態（垂れ下がった状態）にしておくと、首に巻き付いたりする危険性があります。</p>	

項目	基準	
	<p>(h) 乳幼児を乳母車のなかで立たせてはならないこと。</p> <p>(i) 後方転倒に注意！ ハンドル部にものを下げないこと。後方に転倒しやすくなります。(許容される範囲を例示できる場合は、その旨も併記すること。)</p> <p>(j) ストッパは、路面の状態、構造・機能上、耐久性などから、絶対的に動かないようにすることはできないものであること。</p> <p>(k) ベビーカーを路上に放置する場合、乳幼児は絶対置き去りにしないこと。</p> <p>(l) ベビーカーは、空車であっても坂の途中、車道に近い歩道上など危険な場所に放置しないこと。</p> <p>(m) ベビーカーに乳幼児を乗せたまま持ち上げて移動しないこと。バランスを崩したり、足下が見えなくてつまずいたりする危険があります。</p> <p>(n) 各部の固定部などにゆるみやきしみ音があったり、部品の欠落、車輪の回転の円滑さに異状を感じたりしたら、そのまま使用せず、異状があった場合には製造メーカー等に連絡し、修理等の相談をすること。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(5) 補助的に取り付けられる装備に関する注意事項。</p> <p>(6) 公共交通機関の乗り入れに関する注意事項等。</p> <p>(7) 日常の点検、保守、清掃方法</p> <p>(8) 修理、廃棄に関する注意事項</p> <p>(9) SGマーク制度は、ベビーカーの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(10) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	